

整備要望の評価・選定について

1 評価基準(特養:105点、老健:102点、特定施設:102点、老朽化対策:84点)

I 個別要因の配点(特養:84点、老健:84点、特定施設:84点、老朽化対策:75点)

(1) 予定地の状況

No	評価項目	評価基準	特養 配点	老健 配点	特定 施設 配点	老朽化 対策 配点	備考
1	用地取得の確実性	用地取得(賃貸借含む)は確実に行われるか。また、取得等に調整等を要する事項がある場合、整備計画スケジュールに影響がないか。	3	3	3	3	
2	用地の権利関係	用地の権利関係が自己所有若しくは国又は自治体からの賃貸借など安定性の高いものとなっているか。	3	3	3	3	注
3	整備を予定するエリアにおいて土地利用の制限の有無(市街化調整区域、農用地区域、保安林等)	整備にあたって支障となる土地利用制限はないか。(市街化調整区域、農用地区域、保安林等)	3	3	3	3	
4	土地利用制限の解除の見込み	土地利用制限を把握し、該当する場合、確実に解除できるか。また、解除に調整等を要する条件がある場合、対応策を示し整備計画スケジュールに影響がないか。	3	3	3	3	注
5	進入路関係(敷地関係の制限)	進入路が公道又は一般の通行の用に供されている道であり、適切な幅員もあるか。また、開発等に支障を及ぼすことはないか。	3	3	3	3	
6	土砂災害防止法に定める区分	該当の有無を把握し、該当する場合、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に係る方針が具体的に定まっているか。加えて、増床、改修等の整備の場合は、現施設で避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しているか。	3	3	3	3	注
7	洪水浸水想定区域図に定める区域		3	3	3	3	注
8	文化財保護法に定める区域	文化財保護法の区域の該当の有無を把握し、該当する場合、確実に施設設置が可能か。また、開発に調整等を要する条件がある場合、対応策を示し整備計画スケジュールに影響がないか。	3	3	3	3	注
9	地域住民(自治会、水利組合、隣接地権者等)に対する調整状況	地域住民に説明を行い合意を得ているか。また、合意に調整等を要する条件がある場合、整備計画スケジュールに影響がないか。	3	3	3	3	
合計			27	27	27	27	

(2) 施設建物の状況

No	評価項目	評価基準	特養 配点	老健 配点	特定 施設 配点	老朽化 対策 配点	備考
10	施設基準の適合性	法律や条例等の基準を満たしているか。	3	3	3	3	注
11	建物取得の確実性	建物取得(賃貸借含む)は確実に行われるか。また、取得等に調整等を要する事項がある場合、整備計画スケジュールに影響がないか。	3	3	3	3	
12	建物の権利関係	建物の権利関係が自己所有若しくは国又は自治体からの賃貸借など安定性の高いものとなっているか。	3	3	3	3	
合計			9	9	9	9	

(3) 資金計画

No	評価項目	評価基準	特養 配点	老健 配点	特定 施設 配点	老朽化 対策 配点	備考
13	事業費積算の妥当性(=福祉医療機構が定める㎡当たり建築費を基準として判断)	建築費は適切に見込まれているか。	3	3	3	3	
14	借入金水準(=福祉医療機構の定める融資限度額を基準として判断)	借入金水準は、妥当か。	3	3	3	3	
15	借入金調達の確実性	借入金 が 確 実 に 調 達 可 能 か。	3	3	3	3	注
16	自己資金(寄付金含)水準	総事業費のうち一定割合が自己資金(寄付金を含む)によりまかなわれているか。	3	3	3	3	
17	自己資金(寄付金含)調達の確実性	自己資金(寄付金を含む)は確実に確保できるか。	3	3	3	3	
18	運転資金水準(=福祉医療機構の実態調査を参考として判断)	運転資金水準は、妥当か。	3	3	3	-	
19	運転資金に対する自己資金(寄付金含)水準	運転資金のうち一定割合が自己資金(寄付金を含む)によりまかなわれているか。	3	3	3	-	注
20	運転資金に対する自己資金(寄付金含)調達の確実性	自己資金(寄付金を含む)が確実に確保できるか。	3	3	3	-	注
合計			24	24	24	15	

(4) 計画推進体制

No	評価項目	評価基準	特養 配点	老健 配点	特定 施設 配点	老朽化 対策 配点	備考
21	計画推進体制の確保状況	整備計画(社会福祉法人設立を含む)を推進する組織、人員及び役割分担が明確にされているか。また、整備計画を円滑に推進するにあたって必要と判断される場合、本件応募事業と同種事業の実績のあるコンサルと業務委託をしている又は予定しているか。	3	3	3	3	
22	整備スケジュールの妥当性	整備計画のスケジュールは、着工に必要な地元同意の手続き完了予定日を記載し、必要な工事期間を見込んでいる等の実現可能なものとなっているか。	3	3	3	3	
23	開発許可スケジュールの妥当性(開発審査会の諮問時期から審査会)	開発許可の要否を把握し、要する場合は、適切な諮問時期を設定しているか。	3	3	3	3	
合計			9	9	9	9	

(5) 運営(サービスの安定性)

No	評価項目	評価基準	特養 配点	老健 配点	特定 施設 配点	老朽化 対策 配点	備考
24	質の高いサービス提供についての方針等	事業運営に対する理念、サービス提供の特徴、地域における医療と福祉の連携、及びハード面の工夫等について、質の高いサービス提供方針等に繋がるような具体的な記載があるか。	3	3	3	3	
25	工事期間中の入居者の処遇	安全面、心身の状況、及び居室の状況等について具体的な計画が策定されているか。	-	-	-	3	注
26	職員の人材確保、人材育成方策	人材育成計画、給与体系、福利厚生、苦情対応及びサービスの質の向上に向けた取組等具体的な方針・計画があるか。(又は介護事業所認証制度を取得済)	3	3	3	3	
27	当該法人(当該法人と主たる役員等と同じくする特養、老健等を経営する母体法人も含む)による既存の高齢者福祉施設の経営実績	関連する広域型の高齢者福祉施設等を経営しているか。	3	3	3	-	
28	当該法人(当該法人と主たる役員等と同じくする特養、老健等を経営する母体法人も含む)の監査指導による監査上の所見	高齢者福祉施設の監査指導結果に問題はないか。	3	3	3	3	
29	法人の運営方針	利用者の意向を尊重、個人の尊厳を保持、並びに自立した生活を営むことの支援を踏まえたサービスを提供する運営方針が記載されているか。また、特養整備及び老朽化対策の場合は、前述に加え、運営方針に地域公益活動も記載されているか。	3	3	3	3	
合計			15	15	15	15	

II 地域要因の配点(特養:21点、老健:18点、特定施設:18点、老朽化対策:9点)

(6) 整備施設の市町村における実情や位置づけ等

No	評価項目	評価基準	特養 配点	老健 配点	特定 施設 配点	老朽化 対策 配点	備考
30	施設所在市町村の施設整備水準	施設所在市町村の施設整備水準がその市町村の属する圏域の施設整備水準と比べてどの位の水準か。	3	3	3	-	
31	施設所在市町村の特養入所待機者の水準	施設所在市町村の特養入所待機者水準がその市町村の属する圏域の特養入所待機者水準と比べてどの位の水準か。	3	-	-	-	
32	市町村内での施設配置バランス等	市町村内での施設の配置バランスは適切か。また、既存の施設(別法人設置)と近接していないか。	3	3	3	-	
33	市町村介護保険事業計画との整合性等	市町村介護保険事業計画と定量的に整合性が図られているか。	3	3	3	-	
34	市町村の優先順位	同一市町村から複数の応募がある場合、市町村の優先順位は1位であるか。	9	9	9	9	
合計			21	18	18	9	

注: 別記①(特養・老健・特定施設)及び別記②(老朽化対策)に、応募のための要件があるので注意すること。

2 選定

- ・ I 個別要因とII 地域要因について評価を行い、合計点数の上位の計画から順に選定する。
- ・ 合計点数(市町村の優先順位の配点を除く)が、6割未満の計画は選定しない。
- ・ 県全体の選定数上限は、特養100床、老健450床、特定施設708床、老朽化対策160床とする。
- ・ 特養、老健及び特定施設については、第7期計画に定める圏域別(西和、東和・中和、南和)の整備計画数の範囲内で選定する。
- ・ 合計点数が同点の場合は、以下の数値が低い方の計画を優先して選定する。

施設種別	合計点数が同点の場合の選定順位
特養	当該施設所在地市町村の要介護3以上認定者当たりの特養整備床数(30年度までの選定分)の数値が低い方の計画
老健	当該施設所在地市町村の要介護者当たりの老健整備床数(30年度までの選定分)の数値が低い方の計画
特定施設	当該施設所在地市町村の要介護者当たりの特定施設整備床数(30年度までの選定分)の数値が低い方の計画
老朽化対策	①未耐震施設で建築年が早い順 ②耐用年数到来後の経過年数の順